

**報告書提出上の留意事項**  
**(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)**

1 報告対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 報告対象処理業者

- 上記報告対象期間（前年度）に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者  
※排出量や交付枚数にかかわらず、報告書を提出する必要があります。
- 上記報告対象期間（前年度）に二次マニフェストを交付した、中間処理業者  
※二次マニフェストを交付した中間処理業者についても、産業廃棄物を排出している事業者であるため、報告書を提出する必要があります。
- 電子マニフェストを利用している場合は、電子マニフェスト利用分のみ、報告の必要はありません。

3 報告書様式

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）  
※様式（E x c e l）は、甲府市のホームページからダウンロードできます。

4 報告書記入方法等

- 報告書は、事業場ごとに作成してください。
- 産業廃棄物の処理（収集運搬、積替え保管等）ごとに記入例（①～④）を御確認のうえ、記入してください。
- 「業種」については「【表1】標準産業分類一覧表」を御確認のうえ、省略表記と併せ「コード」も記入ください。
- 「産業廃棄物の種類」については「【表2】産業廃棄物の種類」を御確認のうえ、省略表記と併せて「コード」も記入ください。
- 排出量の単位は「トン（t）」とします。排出量として記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告して構いませんが、最小値は小数点第3位（1kgまで）で報告してください。年間の排出量が0.001トンに満たない場合、「<0.001t」と記載してください。  
例) 3,006kg→3.006t 0.2kg→<0.001t
- また、m<sup>3</sup>（立米）により産業廃棄物を管理している場合については、別紙【表1】の産業廃棄物の体積から重量への換算係数（t/m<sup>3</sup>）を参考に、記入してください。

※換算係数（t/m<sup>3</sup>）による計算方法

燃え殻 0.5m<sup>3</sup> × 1.14（換算係数） = 0.57t

5 報告書提出先

（電子報告の場合） 「やまなしくらしねっと甲府市電子サービス」から報告ください。

（郵送の場合） 〒400-0831 山梨県甲府市上町601-4

甲府市環境部 ごみ収集課 廃棄物係 宛て

電話番号 055-241-4313（直通）

※お手数ですが、封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と御記入ください。

(持参の場合) 上記と同じ 受付時間：平日の午前9時～12時 午後1時～5時  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
※事前連絡は不要です。

6 報告書提出期日

**令和4年6月30日まで**

7 報告書提出部数次のいずれかにより、提出願います。

- 書面による場合 1部 (控えが必要な方は、2部提出してください。)
- CD-Rによる場合 1部 (控えが必要な方は、かがみ文(送付状)を同封ください。)  
※CD-Rの表面に「事業者名」と「R3産業廃棄物管理票交付等状況報告書」とご記入下さい。
- なお、控えの送付を希望する方は、返信用封筒(切手の貼付)を同封ください。